

特許制度小委員会報告書案「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方（案）」に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

意見提出数：14件（団体：5件、企業：5件、個人：4件）

1. (1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	<p>二段階訴訟については、事務局の、例えば、中小企業・スタートアップ企業において、侵害論のみの終局判決（確定判決）が早期に得られるメリットの実現のために新制度を作れないかという問題意識は重要と思われます。</p> <p>現行法の下で執りうる手段によって類似のことはできますが、スマートフォンが出現したときも、携帯でも同じことはできるという意見が多数見られました。</p> <p>実際に携帯でもほぼ同じことはできたのですが、使い勝手が少し違うことが大きな違いになりうるという点を看過していました。その結果、日本の産業の衰退の一因となったのは記憶に新しいところです。</p> <p>具体的な制度設計には時間がかかると推測され、パブリックコメント時には時間的制約から先送りとの結論は決まっているのかもしれませんが、もしそうだとすると、報告書の表現を、「今後、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとするのが適当である」ではなく、「今後、隠れたニーズがないかについて、時代に遅れないように引き続き検討するのが適当である」など、微修正することは、今からでもできるのではないかと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本小委員会では、制度の必要性についても議論いただいたところですが、報告書案にもありますとおり、早急な立法化を強く求める意見はありませんでした。 ・今後、本制度の隠れたニーズがあるかどうかも含め、本制度の具体的なニーズについてユーザーの皆様の御意見を拝聴してまいりたいと考えております。 	【個人】
2	<p>わが国で可能な訴訟形態</p> <p>「請求の原則」は、我が国の民訴法の基本原則として、学説上も認められている。現に、二段階訴訟について可能な訴訟類型として挙げられた既存の訴訟類型（i）～（iv）の様な様々な訴訟類型が可能であるのは、「請求の原則」に基づくものであると思量する。</p> <p>その観点から、さらに検討を一步進めると、ドイツで行われている二訴訟制度としての二段階訴訟に類する訴訟形式も、日本において可能ではないか、という設問が生ずる。そのメリット、デメリットについての議論は、さらに整理する必要があるが、要するに、ドイツ式二段階訴訟に適した事例に遭遇した場合、それを採用する選択肢が提供されることが明らかになると、当事者には、大変役立つと思量する。</p> <p>従って、議論していただきたいのは、二段階訴訟の制度化ではなく、現行法の下でのオプションとしてのその可能性の見通しである。裁判官や元裁判官の委員も参加しておられるので、ぜひそう言った観点からの議論をさらに進めていただきたい。</p> <p>提言の趣旨</p> <p>特許法第105条（書類提出命令）を活用して、ドイツの様な二段階訴訟に類する訴訟形態が我が国においても可能ではないか、ということである。</p> <p>すなわち、第1段階訴訟において、訴え（請求の趣旨）として、1. 侵害確認、2. 差止め（必要な場合）、3. 損害賠償額の計算に必要な書類の提出命令（特許法第105条に基づく）の申立て、とする訴訟形式をとることの可能性の議論が望まれる。</p> <p>特許法第105条は、裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>と、規定する。これは、ドイツ特許法140b条にほぼ該当する。</p> <p>通例、特許法第105条の書類提出命令のうち損害の立証に関する部分は、侵害論の心証が示され、損害論に入ってから、損害の計算に必要な書類の収集が困難な場合に申立てることが想定されているが、提言の趣旨は、これを積極的に活用して、第一段階訴訟の判決の一つの項目（ないし提出命令の同時発令）とするものである。</p> <p>（次頁に続く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本小委員会では、制度の必要性についても議論いただいたところですが、報告書案にもありますとおり、早急な立法化を強く求める意見はありませんでした。 ・また、損害論に入る前の段階で「損害賠償額の計算に必要な情報」の提出を強制することについては、懸念が大変大きく慎重に検討すべきと結論づけられました。 ・そのため、報告書案にありますとおり、本制度の具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとしたいと考えております。 ・なお、「心証開示又は中間判決と同時に仮処分命令の発令がされることは稀ではないか」との御指摘につきましては、このようなやり方は現行実務上通常行われていると認識しております。 	【個人】

1. (1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
2	<p>(前頁からの続き)</p> <p>第一段階訴訟が、上述のような訴訟形式をとった場合、それに対応する判決が、仮に出たとすると、それに不服の当事者は上訴することができ、侵害論を中心として争うことができ、併せて書類提出命令も争うことができ、損害論の実質的審理は、棚上げになる。侵害論（さらに前提としての無効論）が、中心的役割を有する事案においては、このような訴訟形式は、当事者にとっても、裁判所にとっても好都合であると思量する。</p> <p>これを採用するかどうかは、当該事案の性質、権利者の置かれた状況、侵害行為の実情や争点などに応じて、当事者が選択すべきものであり、そのような選択肢が、一つ増えたとすれば、訴訟形態の豊富化による侵害訴訟の活性化、特許紛争の早期解決、ひいては、訴訟経済の改善に資するものと思量する。</p> <p>特許法第105条の沿革、趣旨については、「書類提出命令」、沖中康人、L&T No.71, 2016/4, p11-18を参照されたい。</p> <p>各訴訟類型について</p> <p>既存の手續類型（i）（差止め仮処分申し立て先行型）</p> <p>一見明白に侵害が確認できる場合を除き、本訴の実質進行前に仮処分決定が出ることは、通例考え難い。大抵の場合、被申立人は、非侵害や無効の抗弁を行うが、その場合、裁判所は、本訴の提起を求めその中で心証形成、判断を行うことになる。従って、迅速な差止めが実現可能、と評価するのは、実情にそぐわない。</p> <p>既存の手續類型（ii）（差止め仮処分申し立てと、差止め・損害請求訴訟の併行型）</p> <p>理論的には、心証開示又は中間判決と同時に仮処分命令の発令は、ありうるが、そのような事例は稀ではないか。</p> <p>この形式では、提訴前の損害賠償の証拠収集は不可欠であり、早期提訴は困難であろう。また、損害論を含めての本訴判決に至るまでに、かなりの時間を要するので、ドイツ式第1段階訴訟と比べると、その分労力・時間が余分にかかることは、間違いがない。</p> <p>さらに、侵害論中心（+書類提出命令）の上訴はできない点は大きく異なる。</p> <p>既存の手續類型（iii）（差止め請求訴訟先行・第1段階、損害賠償訴訟・第2段階）</p> <p>差止め判決の単独上訴は可能であるが、差止め判決に書類提出命令がないので、損害賠償訴訟の準備段階及び訴訟手続きの中で、損害賠償の証拠収集を行うことになり、必要に応じ第2段階訴訟において書類提出命令（特許法第105条）の発令を求めることになる。換言すれば、損害賠償に関して、第2段階訴訟へのつなぎ措置としての書類提出命令が第1段階訴訟判決にない。その点で、書類提出命令を介在するドイツの第1段階訴訟に基づく2段階訴訟とは、かなり異なる。</p> <p>既存の手續類型（iv）（差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟を併合提起した後で差止請求訴訟についてのみ弁論を分離して先に終局判決を出す方法）</p> <p>この方法は、提訴後の差止め判決の早期取得には、一理あるが、類型（iii）と同様な問題が残る。即ち、差止請求訴訟（第1段階に相当）の判決に、損害計算のための書類提出命令がなく、第1段階判決を第2段階の損害賠償立証に有効に利用することができない。損害立証に必要な場合、第2段階訴訟の中で書類提出命令を申立て、被告からの提出を待つことになり、その分訴訟手続きは長くなる。</p> <p>以上、（i）～（iv）のいずれの類型と対比しても、ドイツ式二訴訟形式の2段階訴訟の利点が認められる事例が、今後出てくるものと推察される。</p> <p>まとめ</p> <p>以上、提言の趣旨に沿って、議論させて頂いた。二訴訟形式のドイツ式2段階訴訟に類する日本式2段階訴訟の新しい類型の可能性について、さらに議論されることを希望する。それを選択するか否かは、各当事者が事例に応じて決められるような訴訟基盤の整備が望まれる。現にドイツでの特許侵害訴訟では、約9割の案件で2段階訴訟が採用されていると報告されているが、それはそれなりの利点があったることと、思量する。</p> <p>あらためて、2段階訴訟のテーマを議論の対象とされた特許制度小委員会各位に敬意を表する。</p>	(前頁参照)	【個人】

1. (1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
3	<p>(1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型</p> <p>本報告書では、p9の「まとめ」の欄に「したがって、これまでの二段階訴訟についての議論は大いに意義があったものの、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとするのが適当である。」と、とりまとめております。この点、現時点でのとりまとめとしては、概ね異存はございません。</p> <p>しかしながら、侵害論の判断だけで上訴できる制度は、本報告書のp2~4のように欧州の諸外国には存在するにも関わらず、日本に存在しないことは事実であり、その分権利救済の面で弱い、と言えます。また、本報告書のp9のように、侵害論の判断だけで上訴する一定の手段が現行法の下で執りうるとしても、そのような実務になじみがなかったり、訴訟制度や判例についての深い理解を要するとすれば、それを法文で明示することは意味がある、と言えます。</p> <p>特に、産業構造が「モノ」から「コト」へシフトし大きく変化している中で、AI・IoT時代のネット社会において特許制度がイノベーションを促進する機能・役割を果たしうるか、という議論の文脈においては、侵害論だけで上訴する制度について正面から議論する意義は十分にあると考えています。</p> <p>ニーズについては、物の売り買いを前提とする「モノ」に着目すれば、ニーズを疑問視する意見が多数ということだと理解しています。一方、物の売り買いを必ずしも前提としない「コト」については「モノ」と同様に結論づけることは必ずしも妥当ではないと考えています。「コト」については、物を前提としないため、物の生産を差止める、物の販売を差止める、物の販売数量で損害額を算定する、という概念が存在しないからです。一方で、「コト」の場合、事業プレーヤが複数介在し、その間のデータの利活用を通じて発現した付加価値をサービス・ソリューションとしてエンドユーザへ提供します。従いまして、誰のどの行為のどの部分の使用が、特許権の侵害に該当するのかの判断は、「モノ」の場合として比較として一層困難を伴うと考えています。</p> <p>そのため、AI・IoT時代のネット社会において特許制度がイノベーションを促進する機能・役割を果たしうるか、という議論の文脈において、侵害論だけで上訴する制度について正面から議論する意義は十分にあると考えています。AI・IoT関連発明の特許数は今後年々増加して行きますので、その活用段階に間に合うように検討が進むよう期待致します。</p>	<p>・本小委員会では、制度の必要性についても議論いただいたところですが、報告書案にもありますとおり、早急な立法化を強く求める意見はありませんでした。</p> <p>・したがって、侵害論の判断だけで上訴できる本制度の創設により、いわゆる「コト」の付加価値・損害額の算定がより容易となるかどうか含め、産業界やユーザーの皆様にも具体的なニーズが高まっているのかどうか、引き続き御意見を拝聴してまいりたいと考えております。</p>	【企業】
4	<p>「これまでの二段階訴訟についての議論には大いに意義があったものの、今後、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとするのが適当である。」とする、本報告書案の結論に賛同します。</p> <p>本報告書案で示された通り、既存の訴訟類型でも柔軟な対応が可能であり、加えてこれまでの議論の中で早急に立法化を進めるニーズも見いだせないことから、法制化は不要と考えます。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	【企業】
5	<p>本報告書では、p9の「まとめ」の欄に「したがって、これまでの二段階訴訟についての議論には大いに意義があったものの、今後、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとするのが適当である。」と、とりまとめております。この点、概ね異存はございません。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	【団体】

1. (1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
6	<p>(1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型に関し 昨年6月に実施された貴庁の意見募集に対し、弊会会員企業から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争の解決は訴訟によるものだけではなく、裁判上の和解を含め当事者での交渉により決着することが寧ろ早期にかつ当事者に納得感のある合理的な条件で解決してきた。 ・かかる状況下、紛争解決の早期化のためとして訴訟制度の見直しの議論につなげるのは拙速であり、また立法事実の裏づけがあるのか疑念がある。 ・特に二段階訴訟については、侵害判断および損害額の認定という二段階手続きが現状でも実施され、また早期の差し止めは仮処分制度があるなか、この制度を導入することにより侵害有無を先行で確定して差し止めを認める恐れがあり、自動車産業においては、差し止めによる経済的損害は大きく、のちに権利無効とされても取返しのつかないことになる ・したがって差し止めを回避するため、特許の有効性を含む多面的な議論・検討を尽くすことなく高額な賠償額で和解せざるを得ない事態を招くことになり、交渉による合理的解決の実現という現状よりも寧ろマイナスになると危惧する。 <p>とし、二段階訴訟の導入検討については反対を申し上げた。この意見は弊会としても考えを一にするものである。</p> <p>対して今回の報告書案では</p> <p>「・・・ニーズを疑問視する意見が多数であり、また仮にニーズがあったとしても、法改正によらず、現行法の下で執りうる手段によってそれを満たすことができるとの指摘があった。・・・今後、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとするのが適当である。」</p> <p>とし、二段階訴訟含め新たな訴訟類型について現時点での検討を終了されるとの整理がされている。これは弊会の認識を一にするものであり、強く支持する次第である。また将来ニーズ有無などを検討するにあたっては弊会としても積極的に貴庁に協力をさせて頂く所存であることを付言申し上げる。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【団体】</p>
7	<p>「今後、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討する」との結論に賛成。具体的なニーズは認識できていない。</p> <p>二段階訴訟が実務上で有効かという観点では、その副作用を考慮する必要がある。すなわち、差し止めた後で権利無効となった場合でも、ビジネス上は（レピュテーション含め）既に回復しがたいダメージが生じている可能性がある。</p> <p>具体的なニーズが見い出せないことに加え、このような副作用があることも鑑みると、現時点でこれ以上、二段階訴訟の導入に向けて検討を進める必要は無いものとする。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】</p>
8	<p>二段階訴訟については、法改正によらずに現行法にて対応できる手段があることが具体的に示されているため（P4「②本小委員会での検討」）、二段階訴訟の立法化を早急に進める必要性がないことに同意する。従って、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討すると結論（P9「③まとめ」）に異論はない。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【団体】</p>

1. (1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
9	<p>いわゆる二段階訴訟については、「今後、実務の動向を踏まえ、具体的なニーズが高まった時期に改めて検討することとするのが適当である。」との提言に賛同する。なお、ここに至るまでの小委員会における二段階訴訟についての検討は、様々な論点について丁寧な議論がなされており、大変有意義なものであった。</p> <p>報告書（案）の第4～6頁中の「②本小委員会での検討」に記載されている（ア）～（エ）の既存の紛争解決手段によると、二段階訴訟が早期紛争解決には必ずしもつながらず（ア）、訴訟を提起した時点で時効の管理が必要とならないようにもでき（イ）、損害賠償請求権の消滅時効期間についても最判平成25年6月6日民集67号1208頁の判示によればかかる最高裁判決により救われる事案もあり（ウ）、また消滅時効の完成猶予を得られるとともに担保金を必要とすることなく侵害論の差し止め判決を早期に得るといった実質的な二段階訴訟が実現できるものであり（エ）、かかる現行の紛争解決手段では実現できない具体的な事例・ニーズは未だ顕在化していないのが現状である。</p> <p>また、報告書（案）第8～9頁の「（オ）二段階訴訟のメリット」に記載されているように、知財紛争解決処理には、訴訟（本訴訟）に加えて、仮処分、更には仲裁、調停等の複数の紛争解決類型が存在しているところであり、「中小企業やスタートアップをはじめ、企業の事業ニーズに合わせた紛争処理」手段が選択されている現状もある。更に、中小企業やスタートアップ企業からは「侵害の有無を確認する訴訟は被疑侵害者側からすると第一段階目では最終的にどの程度の規模の損害賠償を請求されるかわからない」との懸念の声もあるところである。</p> <p>更に、紛争解決手段として単に選択肢を増加させるということではなく、権利者側と被疑侵害者側とのバランスを考え、更に具体的なニーズ（課題）を顕在化させて、従来の訴訟類型では実現できなかった課題を当該新たな訴訟類型により実現でき、紛争解決の手段として選択しようと促される制度となる視点が重要であると考えます。</p> <p>したがって、現時点では、現行の多数の紛争解決処理方法を活用していきつつ、今後、更に新たな具体的な課題が顕在化した段階で、あらためて二段階訴訟について議論をすることが妥当である。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【団体】</p>

1. (2) 当事者本人への証拠の開示制限

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
10	本報告書では、p15の「まとめ」の欄に「今後は、秘密保護手続あるいは査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、制度導入の可否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていくことが適当である。」と、とりまとめております。この点、査証制度が施行されたばかりであり、異存はございません。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	【企業】
11	「秘密保護手続あるいは査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、制度導入の可否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていくことが適当」とする、本報告書案の結論に賛同します。 既に平成30年度に、特許法第105条の改正により法的措置がなされていることから、まずは、現行手続の運用状況に関する効果測定を行うべきだと考えます。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	【企業】
12	本報告書では、p15の「まとめ」の欄に「今後は、秘密保護手続あるいは査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、制度導入の可否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていくことが適当である。」と、とりまとめております。AI・IoT時代の社会においてグローバルな特許紛争が発生していることに鑑み、本報告書あるように今後引き続き検討が継続されることを望みます。尚、弊会においても、検討にあっては協力させていただきます。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	【団体】
13	<p>標題の取りまとめ案（以下「中間報告書」）中「(2) 当事者本人への証拠の開示制限」につきましては、「今後は、秘密保護手続あるいは査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、制度導入の可否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていくことが適当である」と結論付けられております。この点の今後のご検討に際してご考慮賜りたい事項を申し述べます。</p> <p>弊社は日本訴訟手続の中で秘密情報の扱いに苦慮した経験があり、制度改善の必要を強く認識しております。例えば、過去の訴訟の損害論の手続において（すなわち弊社製品について裁判所から特許侵害の心証開示があった後に）、対象事業の売上等に対する秘密保持命令の申立は一般的には行わないとの意見を代理人より得ました（別代理人のセカンドオピニオンも同様でした）。当該訴訟の相手方が事業競合者であったため、これがもたらした競争上の不利益は特許侵害の争いの範囲を超えるものでした。</p> <p>このような問題を防ぐため、日本の訴訟において証拠を提出する際に原告本人の閲覧を制限する制度を設ける、所謂米国のAttorney's Eyes Only（以下AEO）に相当する仕組みの創設を弊社は支持しております。高所から見ても、このような仕組みを導入することで、積極的な証拠開示による効果的な審理運営と、訴訟の範囲を逸脱した事業への損害発生を防止を図ることができ、ひいては知的財産の公正な価値実現環境を実現し、これが社会の発展に供する技術創意の発生をより刺激するものと思料いたします。</p> <p>米国のAEOについては、中間報告書中には、秘密情報はトライアルの場で「相手方当事者及び公衆に公開され得る」として、秘密保持は最終的に不能であることを示唆する記述がありますが、この表現は誤解を生みかねないものと思料いたします。重要度の高い秘密情報（例：セキュリティ技術のソフトウェアソースコード）までが証拠として開示できる制度である以上、トライアルにおいても秘密性は守られるのが原則であり、仮に重要度の低い情報の一部が公判で陪審に開示されることがあっても、それが日本でいう原告本人閲覧と同等ではございません。</p> <p>（次頁に続く）</p>	<p>・企業の有する製造ノウハウや会計情報等の営業秘密は、当該企業の競争力の源泉とも言うべきものであり、訴訟における営業秘密の保護については、一定のニーズがあると理解しています。</p> <p>・また、当事者本人への証拠の開示を制限する仕組みを設けることにより、訴訟の場に十分な証拠が提示されるようになることが期待され、有意義であるとも考えられます。</p> <p>・他方、当事者による情報の閲覧等を制限することについては、報告書案にもありますとおり、憲法との関係、訴訟追行の困難性、本人訴訟の取扱いなどの課題が存在しているため、今後は、秘密保護手続あるいは査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、制度導入の可否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていくことが適当であると考えます。その際には、いただいた御提案を検討の参考にさせていただきます。</p>	【企業】

1. (2) 当事者本人への証拠の開示制限

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
13	<p>(前頁からの続き)</p> <p>特許小委員会を始め各所で議論された証拠開示の議論では具体的な懸念の表明は少なく、立場、経験、法律理解の違いが混然としている状況と拝察しています。また、例えば上記した弊社の経験に関しても、他社においては売上情報に秘密保持命令を得たことがあるとの意見も伺っておりますので、当社の訴訟遂行能力不足が原因であった可能性もあると思料しております。つきましては、まずは特許侵害訴訟を実際に行った企業あるいは個人を対象に、裁判での秘密保持の現状についてより精度の高い調査を改めて行っていただき、その結果に基づいてご議論賜りたく存じます。</p> <p>その上で現状を維持する選択はもちろんあり得ますが、AI/IoT技術の時代に想定される紛争の円滑な解決の術を予め準備するのが妥当とも思料いたします。殊に令和元年の特許法改正により査証制度が導入されたことにより、今後の日本訴訟において、日本に居所を持たない海外競合事業者が査証制度を利用することにより、設計・製造に関わる日本企業の秘密情報にアクセスするシナリオも考えられます。従って、何卒、時をおかずに関連する諸論点とあわせてご議論いただくことが建設的かと思料いたしますので、以下ご提案申し上げます。</p> <p>(1) 秘密保持命令制度に付加する仕組みの検討</p> <p>現行の秘密保持命令は対象書類、閲覧可能人物を特定するためにスナップショット的な利用しかできません。つまり追加の書類開示あるいは名宛人があった場合、都度、新たに命令を得ることになります。裁判所内でも閲覧制限がかかり対象書類は別ファイルで担当以外の閲覧が不能になる形態で保管されるため、命令は極めて限定して出すことになるのも当然と承知しています。刑事罰をもつ構成ゆえに致し方ない不便と理解しますが、守秘性を維持しながらも効果・効率的な情報開示の工夫の余地を検討することで、適時の情報開示によって裁判効率の向上が期待できるのではないかと存じます。</p> <p>なお、中間報告書によりますと、秘密保持命令が出された後の原告本人の閲覧権の行使について、これが事前合意を覆すものである場合には権利濫用と解されることですが、そのような運用が一般化しているのであれば、立法手当の必要性が顕在化しているとも拝察いたします。</p> <p>(2) 弁護士強制</p> <p>特許・法律の高度に専門的な知識を要する特許侵害訴訟に、本人訴訟が馴染むとは言えないことは衆知のことと存じます。本人訴訟は憲法上の権利との解釈は理解いたしますが、それによって原告が求める権利保護に深刻な不利益が生じることが顕かな場合、これを放置することも看過できないと存じます。代理人の特許訴訟遂行能力は当然の前提ですが、こと特許訴訟においては代理人強制とすることが、発明者の利益保護をより確実にし、健全な司法経済にも資するはずですが。さらに、査証での秘密情報の保護も、原告が適切に代理されていることを前提にできればより建設的な方策の議論につながるものとも思料します。</p> <p>(3) 職務発明訴訟への手当</p> <p>現在、職務発明訴訟(相当の対価(利益)請求訴訟)には秘密保持命令制度の適用がありません。弊社の場合、原告が複数特許の発明者であり訴訟提起を繰り返す、あるいは訴訟対象技術を用いる事業に退職後従事するなどの事情があるときに、開示する弊社情報を原告自身の利益に利用することを妨げる手段がないことに大変苦慮しております。他方、仮に秘密保持命令制度が適用できるよう立法手当がなされたとしても、この類の訴訟で本人閲覧権の行使に合意が得られる可能性は通常は低く、特許訴訟と同じく弁護士強制、当事者閲覧権の制限が解であると考えております。</p>	(前頁参照)	【企業】

1. (2) 当事者本人への証拠の開示制限

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
14	「制度導入の要否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていく」との結論に賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	【企業】
15	<p>営業秘密に対して一定のルールに基づいて原告当事者への開示を制限することは、訴訟を円滑に進める上で有意義である。現行の秘密保護手続では、閲覧制限に関して当事者間の合意が形成できない場合、原告当事者による閲覧請求を制限することはできないため（P12「③現行制度の課題」）、原告当事者の同意の有無にかかわらず原告当事者の証拠閲覧を制限する制度の導入が望ましいと考える。一方、憲法の裁判を受ける権利に抵触するおそれがある等の課題が指摘されているため（P14「⑤本小委員会での検討」）、引き続き議論を深めていくこと（P15「⑥まとめ」）に異論はないが、営業秘密の保護を強化するための何らかの制度の導入に向けた議論であるべきと考える。なお、査証制度については令和元年の特許法改正により導入されたばかりであり、実際に運用していく中で課題を洗い出して対応していけばよいと考える。</p>	<p>・企業の有する製造ノウハウや会計情報等の営業秘密は、当該企業の競争力の源泉とも言うべきものであり、訴訟における営業秘密の保護については、一定のニーズがあると理解しています。</p> <p>・また、当事者本人への証拠の開示を制限する仕組みを設けることにより、訴訟の場に十分な証拠が提示されるようになることが期待され、有意義であるとも考えられます。</p> <p>・他方、当事者による情報の閲覧等を制限することについては、報告書案にもありますとおり、憲法との関係、訴訟追行の困難性、本人訴訟の取扱いなどの課題が存在しているため、今後は、秘密保護手続あるいは査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、制度導入の要否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていくことが適当であると考えます。</p>	【団体】
16	<p>「秘密保護手続あるいは査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、制度導入の要否その他個別の論点について、引き続き議論を深めていくことが適当である。」との提言に賛同する。</p> <p>令和元年の特許法改正により導入された査証制度は、施行されてから間もないことから実績の積み上げが未だなされておらず、また原告当事者の同意を得ることなく情報へのアクセスが制限されることについては、主張・立証の訴訟戦略について原告当事者と原告代理人との間の相談が実質的にできなくなる可能性があり、また上訴の要否に関する判断や特許請求の範囲の訂正等を含めた訴訟追行に支障が生じうる等の意見もあり、裁判所による査証制度の運用実績等を注視したうえで、これらの論点については議論を深めていくことが適当であると考え</p>	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	【団体】

1. (3) 第三者意見募集制度

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
17	<p>報告書で制度の導入が必要であるとされた数少ないテーマであり、早急に対応が必要と思われま</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	【個人】
18	<p>第三者意見募集制度の導入は、具体的な法制化に一步踏み込む提案を行っている点は評価できる。ただし、第三者意見募集制度と弁論主義との関係について、更なる議論が必要である。また、当事者による書証提出作業の負担を軽減する等、裁判所と当事者や弁護士間の協議によって、制度の適切な運用が図られることが必要である。</p> <p>第三者意見募集制度について、当会は、2010年の意見書において、日本版アミカスブリーフ制度の導入に賛成すると述べ、2020年の意見書においても、今後、具体的な制度化に向け、個別の論点について議論を深めていくべきであると述べた。</p> <p>また、現行法の枠内で行われた知財高裁大合議事件（平成25年（ネ）第10043号事件）における意見募集に対して、当会は、意見書を提出したことがある。</p> <p>報告書案は、知財高裁大合議事件における経験も踏まえて具体的な法制化に一步踏み込む提案を行っており、高く評価できる。</p> <p>意見を求めることができる範囲について、報告書案は、「法律問題や経験則（一般的経験則）などに限定せず、事業実態などの意見も募集できるよう、裁判所が事案に応じて必要と認めた事項とすること」を提案しており、賛成する。第三者意見募集制度を利用するに当たり、法律問題か否かといった点で入口を狭める必要性はないと思われる。</p> <p>報告書案は、「第三者が裁判所に意見書を提出し、当事者が意見書を閲覧・謄写し書証として裁判所に提出すること」を想定している。しかし、当事者が第三者の意見書を閲覧・謄写し、これを選別して裁判所に提出することは、当事者に大きな負担が生じることは明らかである。民事裁判手続のIT化に向けた検討が、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会において進んでいるところであり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、裁判所における記録の閲覧・謄写にも制約が生じていることからすれば、第三者に電子データによる意見書の提出を認め、当事者に電子データによる意見書の複製を認める必要性が極めて高く、法制化あるいは運用上の工夫が求められる。また、外国からの意見書提出も想定されるところ、外国語による意見書に日本語の翻訳を添付させるなど、当事者による書証提出作業の負担を軽減するような運用も必要と考えられる。</p> <p>第三者の提出した意見書を当事者が選別して書証として提出することは、弁論主義の見地から提案されているようである。ただ、第三者意見募集制度の利用に双方当事者の合意を得られない場合であっても、裁判所が意見募集を行うという判断をなし得るのかという観点からの懸念があり、他方で、当事者のどちらの立場も支持しない内容の第三者の意見書が当事者により書証として提出されないとする、第三者意見募集制度の意義を減殺することになるので、第三者意見募集制度が弁論主義とどのような関係に立つのかについて、より詰めた議論を行うことが必要であると考ええる。報告書案は、対象とする訴訟について、「まずは、特許権に係る侵害訴訟を対象とし、今後、意匠権や商標権の分野、審決等取消訴訟などの訴訟類型においても、本制度に適する具体的な事案が見受けられるようになった段階において、その導入の必要性を検討すること」を提案し、対象とする審級として、「特許権に係る侵害訴訟の専属管轄を有する東京地裁、大阪地裁及び知財高裁」を想定している。意匠権や商標権の分野、審決等取消訴訟などの訴訟類型についても、第三者意見募集制度を利用するニーズがないとは言えないと考えられるが、知的財産権専門部を有する東京地裁、大阪地裁及び知財高裁における実績を積み重ねてから、対象の拡大を検討することも、制度の定着の観点から支持する。</p> <p>意見書に係る制限についても、導入当初において設ける必要はなく、裁判所と当事者や弁護士との間の協議によって、制度の適切な運用が図られることが期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度が創設され実際に運用された場合には、できるだけ多くの意見書が当事者にとって有用な証拠・書証として活用されるべきであると考えております。 ・他方で、全ての意見書を書証とすることは、本小委員会でも議論となりましたように、「民事訴訟の原則である弁論主義に鑑みれば、当事者が意見書を書証として提出することで選別することが適当」との意見、「裁判所が全ての意見書に目を通すことは負担が大きく訴訟遅延を招きかねない」との意見もあり、まずは当事者が第三者からの意見書を書証として裁判所に提出する制度として導入・運用することが適当であると考えます。このため、弁論主義との関係等の制度運用後の検証が必要な論点については、制度の検証が可能となれば、必要に応じて改善を検討することが適当であると考えます。 ・電子データによる意見書の提出、複製等については、関係省庁で行われている議論の行方も注視しながら、検討を行うこととします。 ・これらの点について、報告書案「1. (3) 第三者意見募集制度」（17頁脚注8、18頁最終段落）において明記する修正を行いました。 ・なお、意見募集の実施について、双方当事者の合意が得られなかったとしても、裁判所が意見募集が必要であると認めた場合は、意見募集がなされると考えます。 	【団体】

1. (3) 第三者意見募集制度

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
19	<p>本報告書では、p18の「まとめ」の欄に「本小委員会での検討を踏まえ、裁判所が必要と認めるときに、広く一般の第三者から意見を募集することができる制度を導入することが必要である。」と、とりまとめております。本制度の導入に賛同致します。</p> <p>また、各要件、即ち、「意見を求めることができる範囲」、「本制度の法的な位置付けは、当事者による証拠収集手続であり、裁判所が主体となって意見募集を行う点」、「一方当事者の申立てを要件としつつ、裁判所が他の当事者の意見を聴いた上で意見募集の可否を判断する」点、「対象とする訴訟」、「対象とする審級」、「当事者による第三者への意見提出の働きかけ」及び「実用新案法においても本制度を導入すること」については、いずれも異存はございません。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】</p>
20	<p>①「裁判所が必要と認めるときに、広く一般の第三者から意見を募集することができる制度を導入することが適当である。」とする、本報告書案の結論に賛同します。</p> <p>AI・IoT 技術の時代においては、経済のグローバル化とビジネスの複雑化の加速により、特許権侵害訴訟は、これまで以上に高度化・複雑化することが想定されます。特許侵害訴訟の当事者に関しても、国内の同じ業種や同じビジネスレイヤーの事業者には限られず、原告、被告、いずれの立場であっても、自社のみで証拠収集を行うことが難しい事態がこれまで以上に発生することが予想されます。</p> <p>現行の民事訴訟法には、広く一般から意見募集する証拠収集手続がないことから、例えば、標準必須特許や AI・IoT 分野の先端技術のように、他の業界の企業等にも大きく影響を及ぼし得る場合、法律問題や経験則などに限定せず、裁判所が民間の取り決めや商慣習等に関連して、当事者の属する業界のみならず、広く一般の第三者から意見募集を行うことができる制度を導入することは有益であり、弁論主義の観点から、法的位置づけを当事者による証拠収集手続とするは適当であると考えます。</p> <p>②当事者の合意・申立てについて アップル対サムソンの訴訟では、意見募集は当事者双方の合意に基づくものでしたが、双方当事者の合意を得ることが困難な場合もあることから、制度がより柔軟に活用されるように、一方当事者の申立てを要件とし、最終的に裁判所が判断して、実施することが適当であると考えます。</p> <p>③意匠法や商標法に関して 特許制度のみならず、意匠権や商標権の分野、審決等取消訴訟などの訴訟類型においても、導入可否が継続検討されることを希望します。</p> <p>④第三者への働きかけや提出意見書数の制限について 本報告書案を検討する過程では、第三者への働きかけや提出意見書数を制限するという意見も出たようですが、広く第三者の意見を募集するという制度の主旨に反するものであるため、反対します。</p> <p>⑤その他 最終的には当事者が書証とする意見書を選定するとしても、取り扱われる事案の重要性と、広く一般から意見を収集するという制度の趣旨に鑑み、意見書の募集とともに、意見書を求める内容や背景に関する情報が第三者にも分かりやすい適切な周知方法でなされること、提出のための十分な検討時間がもうけられること、また、少なくとも提出された意見書の総数と、どのような団体（種別）・企業（業種）・個人から意見書が提出されたのかの内訳については公開されることを希望します。</p>	<p>・おおむね、報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・報告書案にありますとおり、意匠権や商標権の分野、審決等取消訴訟などの訴訟類型について、今後、第三者意見募集制度に適する具体的な事案が見受けられるようになった段階において、その導入の必要性を検討いたします。</p> <p>・御指摘の「意見募集に関する周知方法」、「意見提出に要する検討時間」、「意見募集の結果の公表」などについては、そのような御要望があったことを関係省庁と共有させていただきます。</p>	<p>【企業】</p>

1. (3) 第三者意見募集制度

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
21	<p>本報告書では、p18の「まとめ」の欄に「本小委員会での検討を踏まえ、裁判所が必要と認めるときに、広く一般の第三者から意見を募集することができる制度を導入することが必要である。」と、とりまとめております。本制度の導入に賛同致します。</p> <p>また、各要件、即ち、「意見を求めることができる範囲」、「本制度の法的な位置付けは、当事者による証拠収集手続であり、裁判所が主体となって意見募集を行う点」、「一方当事者の申立てを要件としつつ、裁判所が他の当事者の意見を聴いた上で意見募集の可否を判断する」点、「対象とする訴訟」、「対象とする審級」、「当事者による第三者への意見提出の働きかけ」及び「実用新案法においても本制度を導入すること」についても、いずれも異存はございません。</p> <p>尚、p17の「ロビー活動に積極的な団体が多くの意見書を提出することで、少数意見が反映しにくくなることのないよう、多角的な観点から公正な判断がされることを望むという意見」は、2019年に提出した弊会の意見においても記載したことで、本新制度の健全な運用が我が国に定着するよう継続したモニタリングをお願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・裁判所は意見書の内容を吟味して判断するので、意見が少数だから反映されないということはないと考えております。 	【団体】
22	<p>基本的には賛成。判示に影響を及ぼした意見があった場合は、判決文に明記するなど必要ではないか。これによって、新たな、その時々法律では対応できない、問題提起につながっていくであろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・いただいた「意見書の判決文への明記」に関して、そのような御要望があったことを関係省庁と共有させていただきます。 	【企業】

1. (3) 第三者意見募集制度

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
23	<p>小委員会での検討事項（P16「②本小委員会での検討」）のうち、「（イ）意見書の取扱い」に関して、弁論主義の観点から、裁判所に提出された第三者の意見書のうち、当事者が閲覧・謄写し書証として裁判所に提出したものだけが裁判所の判断の基礎とできるのが適当であると結論付けている（P18「③まとめ」）。しかしながら、P16「（イ）意見書の取扱い」に記載されているように第三者の意見書提出のインセンティブを損ねることや、P17「（オ）当事者等による第三者への働きかけ等」に記載されているように働きかけに制限を設けない方向にすると当事者が有利となる意見書ばかりを集めることが危惧される。従って、当事者が書証として裁判所に提出したものを裁判所の判断の基礎とすることについては、更なる議論が必要と考える。</p> <p>その他の事項については特に異論はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度が創設され実際に運用された場合には、できるだけ多くの意見書が当事者にとって有用な証拠・書証として活用されるべきであると考えております。 ・他方で、全ての意見書を書証とすることは、本小委員会でも議論となりましたように、「民事訴訟の原則である弁論主義に鑑みれば、当事者が意見書を書証として提出することで選別することが適当」との意見、「裁判所が全ての意見書に目を通すことは負担が大きく訴訟遅延を招きかねない」との意見もありました。 ・こうしたことから、まずは報告書案で示した制度の検討を進め、今後、仮に本制度が創設・運用され、ある程度の検証が可能となった段階となりましたら、関係省庁とも連携しながら、必要に応じ制度の改善が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。これについて、報告書案「1. (3) 第三者意見募集制度」（18頁最終段落）において明記する修正を行いました。 ・なお、働きかけの制限について、第三者意見募集制度が当事者による証拠収集手続と位置付けられるため、働きかけを禁止する必要はないと考えます。 	【団体】

1. (3) 第三者意見募集制度

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
24	<p>「裁判所が必要と認めるときに、広く一般の第三者から意見を募集することができる制度を導入することが適当である。」との提言に賛同する。デジタルネットワーク時代における特許侵害訴訟は、これまで以上に高度化・複雑化してきているとともに、同一発明に係る各国の対応特許を巡るグローバルな侵害紛争が各国で提訴されている等の特異性があり、裁判所が必要に応じて幅広い意見を参考にして判断が行える環境を整備することが重要であると考えられ、ぜひ「第三者意見募集制度」を導入いただきたい。更に、意見を求めることができる範囲、意見書の取扱い、対象とする訴訟の範囲、対象とする審級等についても提言に賛成する。</p> <p>AI/IoT技術の進展にともない、技術はますます高度化・複雑化してきている。かかる高度かつ複雑な技術を対象とする特許侵害事件や実用新案侵害事件は、従来とは異なり、当事者の属する業界だけではなく、他の業界の企業等にも大きく影響を及ぼすものであるとともに、例えば、標準必須特許に関してはグローバルな視点でとらえる必要があり、同一発明に係る各国の対応特許を巡るグローバルな特許侵害訴訟事件が各国で提訴されているという特殊事情も存在する。このような、一般民事事件とは異なる特異性を有する特許侵害事件及び実用新案侵害事件については、裁判所が必要に応じて幅広い意見を参考にして判断を行えるような環境を整備することが重要であり、「第三者意見募集制度」を、技術を対象としている特許侵害事件・実用新案侵害事件を対象として特許法及び実用新案法に導入いただくことを強く求める。なお、本制度が導入されたからといって、必ずしも全特許侵害事件・実用新案侵害事件に適用される必要はないと考えており、事例に鑑みて、裁判所が必要と判断された事件であって、弁論主義を維持しつつ意見を聞くことが必要と判断した事項に限定して、裁判所が適切に運用いただくことを期待する。</p> <p>また、意匠、商標に関しては、今後、特許権侵害事件と同様に、当事者の属する業界だけではなく、他の業界にも影響を及ぼし得る事件が顕在化する場合もあると考えられるので、今後の動向を注視いただき、意匠、商標についても必要な時期にあらためて検討していただくことを希望する。</p> <p>また、審決取消訴訟は知財高裁大合議事件も多数あり、また無効審判請求事件と侵害事件における無効の抗弁との整合性についても配慮することが妥当である場合も考えられることから、今後の動向を注視いただき、審決取消訴訟についても必要な時期に検討していただくことを希望する。</p>	<p>・おおむね、報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・報告書案にありますとおり、意匠権や商標権の分野、審決等取消訴訟などの訴訟類型について、今後、第三者意見募集制度に適する具体的な事案が見受けられるようになった段階において、その導入の必要性を検討いたします。</p>	【団体】

1. (4) 特許権者の金銭的救済の充実

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
25	<p>「改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとするのが適当である。」ということで、今回見送りとなりました。これは実に残念です。東アジアだけに絞っても、中国、韓国とごく最近に懲罰的損害賠償の制度を導入しています。こういう所をリードしないと、産業の発達に寄与するような新規企業の誘致や育成はできないと思います。</p> <p>既得権益の皆さんに気を遣うのも分かりますが、今の既得権益者が未来永劫日本の産業を支えるわけではありませんので、将来を見据えて大鉦を振るうことも大事じゃないでしょうか。</p> <p>次回同様の検討を行う暁には、10倍賠償制度の導入を望む次第です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲罰的賠償制度の創設が日本にも必要であるとの御意見がありますことは認識しております。 ・他方、懲罰的賠償制度の導入について本小委員会において議論いただきましたが、「過剰な制裁となり得る」、「日本で懲罰的賠償制度を導入すれば、海外の高額な懲罰的賠償の判決を日本で執行しなければならなくなるおそれがある」などの意見がありました。こうしたことから、報告書案にありますとおり、懲罰的賠償制度の早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきと考えます。 	【個人】

1. (4) 特許権者の金銭的救済の充実

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
26	<p>利益吐き出し型賠償については、故意侵害の3倍賠償などよりコンセンサスを取りやすいという意図かもしれませんが、この点については、利害の対立が強いテーマなので、いずれにせよコンセンサスを取るのには難しいと思われます。</p> <p>日本の審議会では、コンセンサスが重視されると思われませんが、仮にコンセンサスを取ることを重視しすぎた場合、利害の対立が強いテーマについてはコンセンサスが取れないため、今後、何十年議論をしても、議論だけで、制度の導入はできなくなってしまうと思われます。</p> <p>中国、韓国、台湾などで、5倍賠償、3倍賠償が導入された結果、特に問題が起こっていないようであれば、産業立国・技術立国を重視する日本の特許の地位が相対的に低下しないように、制度の導入について検討が必要と思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲罰的賠償制度及び利益吐き出し型賠償制度の創設が日本にも必要であるとの御意見がありますことは認識しております。 ・他方、懲罰的賠償制度の導入について本小委員会において議論いただきましたが、「過剰な制裁となり得る」、「日本で懲罰的賠償制度を導入すれば、海外の高額な懲罰的賠償の判決を日本で執行しなければならなくなるおそれがある」などの意見がありました。こうしたことから、報告書案にありますとおり、懲罰的賠償制度の早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきと考えます。 ・利益吐き出し型賠償制度については、近時の裁判例において高額な損害賠償額が認められる傾向があり、令和元年改正の施行後は裁判例によりいっそうの発展も見込むことができるため、裁判の動向を見守りつつ、その上で更なる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとするのが適当であると考えます。 <p>(御参考) 令和元年特許法等改正における損害賠償額算定方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ①侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えたとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして損害賠償を請求できる。 ②ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる。 	【個人】

1. (4) 特許権者の金銭的救済の充実

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
27	<p>報告書案は、特許権を侵害された者を適切に救済し、侵害の抑止が図られるよう、損害賠償制度の充実を図っていくことは、引き続き重要であると考えられるとの認識を示しつつ、特許権者の金銭的救済の充実については、裁判の動向を見守りつつ、その上で更なる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとするのが適当であると述べている。</p> <p>損害賠償制度については、当会は、2018年に意見書を提出し、利益吐き出し型賠償・懲罰的賠償の導入など「実損の填補」の範囲を超えた損害賠償制度の導入は一考に値するが、我が国の実情や国際状況を踏まえ、その要件や効果は慎重に検討すべきとの意見を述べている。</p> <p>報告書案の見解は同意見書と同じ方向性のものであり、賛成できるものであるが、損害賠償制度の根幹が民法に基づくものである以上、その制度設計については、民法及びその他の関連法の改正に関する議論等を注視しつつ整合性を確保することに留意するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・今後検討する際には、民法及びその他の関連法の改正に関する議論等を注視しつつ検討することといたします。 	【団体】
28	<p>本報告書では、p24の「まとめ」の欄に「今後は、裁判の動向を注視しつつ、その上で更なる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとするのが適当である。」と、とりまとめております。この点、概ね異存はございません。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	【企業】 【団体】
29	<p>「今後は、裁判の動向を見守りつつ、その上で更なる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとするのが適当である。」とする、本報告書案の結論に賛同します。</p> <p>もともと、懲罰的賠償制度と侵害者利益吐き出し型賠償制度は、日本の損害賠償額が諸外国に比べて低いという議論から始まっていますが、同委員会と本報告書案で示された認容額の各国比較の図からは、必ずしも日本の損害賠償額が低いものではないことが確認できます。</p> <p>令和元年の特許法改正において、第102条についても改正されたばかりであり、近時の裁判では同条の考え方の明確化と、それに基づく損害賠償額の高額化を認容する判決が出ていることから、現時点における現行制度の変更は不要であり、当面は裁判における動向を注視すべきと考えます。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	【企業】

1. (4) 特許権者の金銭的救済の充実

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
30	<p>昨年6月の意見募集に対し弊会会員からは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・…損害賠償制度…の見直しを行う場合には合理的な社会的ニーズが必要であるところ、本項では「他方、こうした制度の見直しや裁判例にもかかわらず、特許権侵害に対する金銭的救済がまだ不十分であるとの意見は根強く存在する」ことを記載するも、その事実また何をもって「不十分」とするかについて、必ずしもコンセンサスがあるとは言えない。 ・従って、今回小委員会で議論の対象となった懲罰的賠償制度、利益吐出し型賠償制度いずれもその必要性についての検証が不十分と言わざるを得ない。また昨年の特許法改正で同102条が改正されたところ、更なる改正議論をするのは時期尚早と考える。 <p>とし、懲罰的賠償制度については我が国では不採用とするという事と結論し、また利益吐出し型賠償制度の検討についても少なくとも当面の制度検討は見合わせるべき、と申し上げた。この意見は弊会としても考えを一にするものである。</p> <p>対して今回の報告書案では</p> <p>「……懲罰的賠償制度については、否定的な意見が多く出され、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えられる。侵害者利益吐き出し型賠償制度については、……制度の早期導入に慎重な意見が多数であった。今後は、裁判の動向を見守りつつ、その上で更なる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとするのが適当である。」</p> <p>とし懲罰的賠償制度は否定的結論、また侵害者利益吐き出し型賠償制度についても現時点での検討を終了されるとの整理がされている。これは弊会の認識を一にするものであり、強く支持する次第である。また将来ニーズ有無などを検討するにあたっては弊会としても積極的に貴庁に協力をさせて頂く所存であることを付言申し上げる。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【団体】</p>
31	<p>「具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討する」との結論に賛成。具体的なニーズは認識できていない。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】</p>
32	<p>今後も損害賠償制度の充実を図っていくことは重要である一方、近時の裁判例において高額な損害賠償額が認められる傾向があり、令和元年の改正法に基づく裁判の動向を見守る必要もあることから、懲罰的賠償制度の導入や侵害者利益吐き出し型訴訟制度を見送ること（P24「④まとめ」）について、異論はない。</p> <p>ただし、侵害の態様によっては、特許権者の保護が十分ではないケースが存在しているため、侵害の実態を把握した上で、特許権者の金銭的救済の在り方について継続して検討を行っていただきたい。例えば、クローン品（デッドコピー品や互換品）の販売等により市場が破壊されて売値を下げざるを得ないケース等が存在しており、填補賠償という考え方の中で、市場が破壊されたケース等においてどのように特許権者を保護すべきかという観点からの検討を望む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 ・特許権者の保護が十分でないケースなど、侵害の実態の把握は重要であり、引き続き御意見を拝聴してまいりたいと考えております。 	<p>【団体】</p>

1. (4) 特許権者の金銭的救済の充実

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
33	<p>「裁判の動向を見守りつつ、その上で更なる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に、改めて制度の法的根拠や要件などを含め、検討することとするのが適当である。」との提言に賛同する。</p> <p>近年の裁判所の損害賠償額の認定額は高額となっており、また特許法第102条第1項、第4項が令和元年に法改正されていることから、近年の裁判例や当該法改正の動向を踏まえて、当面は裁判実務の運用を注視していくことが妥当であると考えます。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	【団体】

1. (5) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
34	<p>実務上デッドロックに乗り上げることもあったと思いますので、非常に良いものと思います。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	【個人】
35	<p>(1) 訂正審判の請求及び訂正の請求における通常実施権者等の承諾について 報告書案は、訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手段の中で行う訂正の請求における通常実施権者（許諾に基づく通常実施権者、職務発明に基づく通常実施権者及びいわゆる独占的通常実施権者を含む。以下同じ。）の承諾を不要とすることが適当であると述べている。 当会は、報告書案の前身となる中間報告書案に関する意見募集に対し、意見書を提出し、基本的な方向性として、訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討すべきとの意見を述べている。 報告書案の見解は同意見書と同じ方向性のものであり、賛成できるものである。</p> <p>(2) 特許権の放棄における通常実施権者等の承諾について 当会は、2010年の意見書において、特許権の放棄における通常実施権者の承諾を不要とすることについて、通常実施権の登録制度が廃止される場合には通常実施権者の承諾を不要とせざるを得ない点に同意しつつ、独占的通常実施権の場合を例示しながら、疑問を呈する意見もあることを述べた。 平成23年特許法改正により通常実施権の登録制度が廃止されたことから、特許庁が通常実施権者を把握することは現実には困難であり、法律上これらの者の承諾を求めたとしてもその実効性を担保することはできない。実効性の担保が十分にできない一方で、AI・IoT技術の進展等により実施許諾件数が増加し、全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難なケースが増加している現状を踏まえると、特許権の放棄における通常実施権者の承諾を不要とする改正は合理的であり、報告書案に賛成する。 ただし、通常実施権者の中には、独占的通常実施権者も含まれるところ、独占的通常実施権者は、契約により定められた債権的な権利ではあるが、対象特許を独占的に実施するという地位を有しており、第三者による特許侵害に関して自ら損害賠償請求を行うことができる固有の利益を有すると解されている。実施の継続さえ確保されれば法的利益が害されない非独占的な通常実施権者とは異なり、独占的通常実施権者は、特許権が放棄されれば第三者の自由実施が可能となり、独占的な地位を失うこととなる。独占的通常実施権が独占的なライセンスを得る主たる方法として使用されている現状に鑑みれば、独占的通常実施権者に不測の損害を与えることがないよう留意する必要がある。</p> <p>(3) その他の手続における通常実施権者等の承諾について 報告書案は、(2)の特許権の放棄に対する通常実施権者の承諾の要否の検討に加えて、これに関連すべき現行法の課題として、専用実施権の放棄における通常実施権者や質権者の承諾の要否、仮専用実施権の放棄における仮通常実施権者の承諾の要否、及び実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者や質権者の承諾の要否が検討されている。報告書案は、これらその他の手続における通常実施権者等の承諾の要否に関しては、引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえて、改正の必要性を検討するとしている。個別の権利の性格に合わせて通常実施権者や質権者等の利害関係者による承諾の要否を慎重に検討することは、利害関係の適切な調整のため必要と史料され、報告書案の現時点の方針に異論はない。</p>	<p>・訂正審判の請求及び訂正の請求における通常実施権者等の承諾につきまして、報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・特許権の放棄における通常実施権者等の承諾につきまして、報告書案で示された方向性を支持する御意見であると理解いたします。法改正がされる際は、独占的通常実施権者に不測の損害を与えることがないよう、契約の締結や更新の必要がある者のため、改正事項の周知を徹底してまいります。これについて、報告書案「1. (5) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し」(31頁脚注21)において明記する修正を行いました。</p>	【団体】

1. (5) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
36	<p>本報告書では、p31の「まとめ」の欄に「(ア)特許法の改正の方向性」として「訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求における通常実施権者（許諾に基づく通常実施権者、職務発明に基づく通常実施権者及びいわゆる独占的通常実施権者を含む。以下同じ。）の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とすることが適当である。また、特許権の放棄における通常実施権者の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とすることが適当である。」とする一方で、「専用実施権の放棄、仮専用実施権の放棄及び実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者の承諾（仮専用実施権の放棄については仮通常実施権者の承諾）の要否については、．．．引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえて、改正の必要性を検討することが適当である。」と、とりまとめております。この点は賛同致します。</p> <p>また、p32の「まとめ」の欄に「(イ)実用新案法及び意匠法の改正の方向性」として「実用新案法上、訂正及び実用新案権の放棄における通常実施権者の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とすることが適当である。また、意匠法上、意匠権の放棄における通常実施権者の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とすることが適当である。」と、とりまとめております。この点も賛同致します。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】 【団体】</p>
37	<p>通常実施権者の承諾を不要とするとの結論に賛成。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】</p>
38	<p>「訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とする」との結論（P31「④まとめ」）に賛同する。</p> <p>一方で、実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者の承諾の要否については、引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえて、改正の必要性を検討することが適当とされているが、包括クロスライセンス等により通常実施権者が増加・多様化したことにより、全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難になっているという点は（P30「(オ)実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者等の承諾」）、現実的な課題として存在しており、ユーザーニーズがあるため、見直しに向けての検討を継続していただきたい。</p>	<p>・訂正審判の請求及び訂正の請求における通常実施権者等の承諾につきまして、報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者の承諾につきまして、御指摘は今後の参考にさせていただきます。</p>	<p>【団体】</p>

1. (5) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
39	<p>「訂正審判の請求及び特許無効審判又は特許異議の申立ての手続の中で行う訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とすること」、「特許権の放棄における通常実施権者の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とすること」、「実用新案法上、訂正及び実用新案権の放棄における通常実施権者の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とすること」、「意匠法上、意匠権の放棄における通常実施権者の承諾を不要とし、専用実施権者及び質権者の承諾については引き続き承諾を必要とすること」が妥当である。」との提言に賛同する。</p> <p>また、「専用実施権の放棄、仮専用実施権の放棄及び実用新案登録に基づく特許出願における通常実施権者の承諾の要否については、引き続き改正の必要性を検討することが適当である。」との提言に賛同する。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【団体】</p>

1. (6) その他の検討事項

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
40	<p>本報告書のp33に「特許制度に係る論点として、例えば、差止請求権の在り方等について検討を進めてほしいとの意見があり、その他、中間とりまとめでは、プラットフォーム化するビジネスへの対応、特許権の実効的な保護のための関連データの取扱い、及びライセンス・オブ・ライトや実用新案法の再評価等の特許の活用方法の多様化への対応等について、具体的なニーズの把握や課題の洗い出しを行う等の検討を進めていくこととされている。このため、今後引き続き、調査研究を通じて実態調査等を通じ、検討を継続していくことが適当である。」と、整理されております。</p> <p>この点については、産業構造が大きく変化し価値源泉が「モノ」から「コト」へとシフトしている中で、現行の特許制度がAI・IoT時代のネット社会においてイノベーションを促進する機能・役割を果たしているのか点検・確認するという点で議論を積み重ね、中間とりまとめが作成されました。AI・IoT時代のネット社会においても特許制度がイノベーションを促進する機能・役割を果たすために、本報告書にもあるように、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討が継続されることを望みます。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】 【団体】</p>
41	<p>* 差止請求権の在り方 昨年6月の意見募集に対し、弊会会員意見で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SEPについて見られるように、完成品の中のごく一部に過ぎない機能について何万件、何十万件という特許が存在するような状況は現行制度が本来想定していなかった事態と考えられる。そうした状況において、そのうち1件でも侵害があれば完成品を差し止めることができるというのは硬直的に過ぎ、むしろ衡平を欠くものとする。 ・産業への発達の寄与という特許法の立法趣旨に鑑みると、権利侵害時の救済制度について見直すことが有用と考える。小委員会でも引用されているように、アップルVSサムソン事件で知財高裁が権利濫用を理由として差止請求権の制限を認めたことは大きな指針になるものの、予見可能性を高めるためにも特許法での明文化を検討することが必要と考える。 <p>とし、中間まとめが今後の議論継続を結論付けているところは支持する、と意見を申しあげている。この意見は弊会としても考えを一にするものである。</p> <p>対して今回報告書案では、</p> <p>「特許制度に係る論点として、例えば、差止請求権のあり方等について検討を進めてほしいとの意見があり、・・・具体的なニーズの把握や課題の洗い出しを行う等の検討を進めていくこととされている。このため、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続していくことが適当である」</p> <p>とし、差し止め請求権の在り方について継続検討の方向で整理がされている。これは弊会の認識を一にするものであり、強く支持する次第である。また将来ニーズ有無など実態調査を進められるにあたっては、弊会としても積極的に貴庁に協力をさせて頂く所存であることを付言申し上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 ・差止請求権の在り方については、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。 	<p>【団体】</p>

1. (6) その他の検討事項

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
42	<p>* 差止請求権の在り方 昨年6月の意見募集に対し、弊社を含む業界企業の意見で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SEPについて見られるように、完成品の中のごく一部に過ぎない機能について何万件、何十万件という特許が存在するような状況は現行制度が本来想定していなかった事態と考えられる。そうした状況において、そのうち1件でも侵害があれば完成品を差し止めることができるというのは硬直的に過ぎ、むしろ衡平を欠くものとする。 ・ 産業への発達の寄与という特許法の立法趣旨に鑑みると、権利侵害時の救済制度について見直すことが有用と考える。小委員会でも引用されているように、アップルVSサムソン事件で知財高裁が権利濫用を理由として差止請求権の制限を認めたことは大きな指針になるものの、予見可能性を高めるためにも特許法での明文化を検討することが必要と考える。 <p>とし、中間まとめが今後の議論継続を結論付けているところは支持する、と意見を申しあげている。この意見は弊社としても概ね考えを一にするものである。</p> <p>一方、今回報告書案では、</p> <p>「特許制度に係る論点として、例えば、差止請求権のあり方等について検討を進めてほしいとの意見があり、・・・具体的なニーズの把握や課題の洗い出しを行う等の検討を進めていくこととされている。このため、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続していくことが適当である」</p> <p>とし、差し止め請求権の在り方について継続検討の方向で整理がされているところ、弊社としては早急に具体的な検討が行われ、一例としては、形式的に標準規格必須特許（SEP）1件でも差止が安易に行われるような状況が起きないように立法またはガイドラインの策定による明確化が図られることを要望する。また、この検討にあたっては弊社として積極的に検討に協力する所存である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 ・ 差止請求権の在り方については、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。 	【企業】

1. (6) その他の検討事項

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
43	<p>* 標準必須特許を巡る異業種間交渉</p> <p>昨年6月の意見募集に対し、弊会会員意見では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTの普及・発展を促すためには、標準必須特許（SEP）のライセンスが現在抱える問題について早急な立法・行政による対策が必要である。すなわち、①サプライチェーンの上流・下流にこだわらず希望するSEP実施者には消尽可能な完全なライセンスが与えられるべきこと（いわゆる「License to all」の考え方）、②ロイヤルティ算定のベースとしては最終製品中の「最小販売特許実施単位」が用いられるべきこと、③過重なロイヤルティの積み上げ（ロイヤルティスタック）を防ぐため当該標準全体でのロイヤルティ上限を設定する「トップダウンアプローチ」が用いられるべきこと、④ SEPの価値の評価にあたっては、標準技術という付加価値は考慮に入れず、一つの特許発明としての技術的価値に基づいて評価されるべきこと等につき、速やかに明確化されることを求めたい。 ・中間とりまとめ（案）では「モノ」から「コト」への産業構造の変化が強調されているが、特許実施との関係では「コト」の意味の明確化がまず必要であると考え。また、「受益の程度に応じた負担を公平に実現する仕組み」や「SEPを利用することにより創出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広くサービス産業等にも享受されていることから、その恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方について（中略）議論を進める」、「適正かつ公平なライセンスの在り方について（中略）検討を進めていく」等との指摘・提言については、以下の点に十分注意する必要があると考える。 ・移動体通信規格に関するSEPについては、多くの場合、それらを最初にまたは最小単位として侵害するのは部品レベル（ベースバンドチップなど）であるため、その事実が検討の大前提となるべきこと ・同一のSEPに基づくロイヤルティの二重取りを許さないものであること ・移動体通信規格に関わるSEPについては、もっぱらユーザ端末側のSEPを実施する端末メーカーが権利行使やロイヤルティ負担の対象とされているが、通信事業者(MNO)においても移動体通信ネットワーク側のSEPを実施し、通信サービス事業から多くの収益を上げていることから、こうした通信事業者や無線機器ベンダー等も受益者の一部として「適正かつ公平なライセンス」の実現のために検討対象に含めること ・なお、こうした方向性の検討を行う場合でも検討には時間を要すると思われることから、その間においても前段の①から④等で示した論点の明確化が速やかに図られることが必要と考える。 <p>とし、標準必須特許を巡る異業種間交渉」について早期の検討を希望した。この意見は弊会としても考えを一にするものである。</p> <p>対して今回の報告書案では本件について言及がないところ、非常に重要な論点であることに鑑み「その他の検討課題」中に本件につき明記すること、また今後の特許制度小委員会等での早期検討を始めていただく事を希望する次第である。なお、本件につき検討を進められるにあたっては、弊会としても積極的に貴庁に協力をさせて頂く所存であることを付言申し上げる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、報告書案「1. (6) その他の検討事項」（35頁）において「標準必須特許を巡るライセンスの在り方」についても明記する修正を行うとともに、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。</p>	<p>【団体】</p>

1. (6) その他の検討事項

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
44	<p>* 標準必須特許を巡る異業種間交渉</p> <p>昨年6月の意見募集に対し、弊社を含む業界企業の意見では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTの普及・発展を促すためには、標準必須特許（SEP）のライセンスが現在抱える問題について早急な立法・行政による対策が必要である。すなわち、①サプライチェーンの上流・下流にこだわらず希望するSEP実施者には消尽可能な完全なライセンスが与えられるべきこと（いわゆる「License to all」の考え方）、②ロイヤルティ算定のベースとしては最終製品中の「最小販売特許実施単位」が用いられるべきこと、③過重なロイヤルティの積み上げ（ロイヤルティスタック）を防ぐため当該標準全体でのロイヤルティ上限を設定する「トップダウンアプローチ」が用いられるべきこと、④SEPの価値の評価にあたっては、標準技術という付加価値は考慮に入れず、一つの特許発明としての技術的価値に基づいて評価されるべきこと等につき、速やかに明確化されることを求めたい。 ・中間とりまとめ（案）では「モノ」から「コト」への産業構造の変化が強調されているが、特許実施との関係では「コト」の意味の明確化がまず必要であると考え。また、「受益の程度に応じた負担を公平に実現する仕組み」や「SEPを利用することにより創出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広くサービス産業等にも享受されていることから、その恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方について（中略）議論を進める」、「適正かつ公平なライセンスの在り方について（中略）検討を進めていく」等との指摘・提言については、以下の点に十分注意する必要があると考える。 ・移動体通信規格に関するSEPについては、多くの場合、それらを最初にまたは最小単位として侵害するのは部品レベル（ベースバンドチップなど）であるため、その事実が検討の大前提となるべきこと ・同一のSEPに基づくロイヤルティの二重取りを許さないものであること ・移動体通信規格に関わるSEPについては、もっぱらユーザ端末側のSEPを実施する端末メーカーが権利行使やロイヤルティ負担の対象とされているが、通信事業者（MNO）においても移動体通信ネットワーク側のSEPを実施し、通信サービス事業から多くの収益を上げていることから、こうした通信事業者や無線機器ベンダー等も受益者の一部として「適正かつ公平なライセンス」の実現のために検討対象に含めること ・なお、こうした方向性の検討を行う場合でも検討には時間を要すると思われることから、その間においても前段の①から④等で示した論点の明確化が速やかに図られることが必要と考える。 <p>とし、「標準必須特許を巡る異業種間交渉」について早期の検討を希望した。この意見は弊社としても概ね考えを一にするものである。一方、今回の報告書案では本件についての言及がないが、本件は非常に重要な論点であることに鑑み本件の課題としての存在を明記すること、また、早急に欧州委員会におけるSEP問題に関するExpert Group同様の専門家による本件の解決に向けた具体的検討を行うことを要望する。なお、本件に関するExpert Groupによる議論が行われる場合、もしくは他の形態で議論が行われる場合でも、弊社としてその具体的議論に参加し貢献したいと考えているところである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、報告書案「1. (6) その他の検討事項」（35頁）において「標準必須特許を巡るライセンスの在り方」についても明記する修正を行うとともに、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。</p>	<p>【企業】</p>

1. (6) その他の検討事項

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
45	<p>AI・IoTの進展に伴い、通信技術のような社会インフラ化した技術に関する特許により、異業種間の紛争が起き始めている。事業上の競合会社同士の争いの場合、互いに相手事業に関係する特許を保有しておりライセンス交渉をしやすいが、異業種の会社や非実施者から差止請求権の行使を盾にライセンス交渉をされた場合、特許権者の立場が強くなり、技術的な価値が極めて低い特許に対して高額なライセンス料を支払うことになる可能性が高くなる。このように、従来から存在する競争環境下では生じなかった新たな課題が生じつつあり、社会インフラを取り巻く特許の法整備は、極めて重要度及び喫緊度が高いと考える。今後、特許権者と実施者のバランスという観点から差止請求権の行使の在り方について議論を進めていただくことを強く望む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 ・差止請求権の在り方については、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。 	【団体】
46	<p>1) . プラットフォーム化するビジネスへの対応 近年、ビジネスの中心が『モノ』から『コト』へとシフトしている中、プラットフォーム型ビジネスのようにユーザーにサービスを提供する行為は、物の譲渡を伴うものではなく、特許法第102条第1項の規定ではカバーできない可能性がある。したがって、様々なビジネスモデルに応じて柔軟に逸失利益の額の算定が可能となるよう、課題の洗い出しを含め議論を開始していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 ・プラットフォーム化するビジネスへの対応については、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。 	【団体】
47	<p>2) . 特許権の実効的な保護のための関連データの取扱い AIの競争のフェーズはAIアルゴリズムの良否だけではなくAIに学習させるデータの量と質における差別化をいかに図るかが重要な要素となってきたため、AI関連発明を的確に保護するためには、AIに学習させるためのデータ等、AI関連発明に関連するデータをどのように取り扱うかが、今後重要な課題になっていくと考えられる。データの利活用を促進して日本の産業を発達させていくことを前提としつつ、課題の洗い出しを含め議論を開始していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 ・特許権の実効的な保護のための関連データの取扱いについては、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。 	【団体】

1. (6) その他の検討事項

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
48	<p>3) . ライセンス・オブ・ライト ライセンスを前提とした知的財産権の在り方は、オープンイノベーションを進めるために有効との認知が広がりつつあり、特許権の活用方法の多様化を踏まえ、特許権を排他的独占権としてのみ利用するのではないユーザーのニーズに応えられるような新たな選択肢の在り方として、すでにライセンス・オブ・ライトを導入している他国の状況の課題の洗い出しを含め、日本版のライセンス・オブ・ライトの導入について議論を開始していただきたい。</p>	<p>・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>・ライセンス・オブ・ライトについては、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。</p>	【団体】
49	<p>4) . 実用新案法の再評価 コロナ禍により、「非接触」の生活様式が浸透・加速化しており、生産活動等も、リアル/フィジカルから、オンライン/バーチャルに変容してきているところである。中小企業やスタートアップ企業にとっても、デジタル技術を活用したものづくりやビジネスが活発化してきており、更に、特許権を取得した個人やスタートアップ企業は、ニッチな市場での事業実施を目指すために、第三者の事業実施に権利行使を行うことよりは、むしろ、第三者からの侵害主張に対する防衛的機能を重視している現状がある。また、仮に市場の拡大を目指す場合は、大企業を含む他の企業等にライセンスを行い連携することが多く、このような、活用実態に即した制度改革が必要であると考え。従って、個人やスタートアップ企業等の小規模な主体のニーズに対応する制度である実用新案法は、上記のAI・IoT時代のニーズに見合っているか等の課題の洗い出しをおこない、実用新案法の再評価と必要な制度設計について議論を開始していただきたい。</p>	<p>・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>・実用新案法の再評価については、今後引き続き、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。</p>	【団体】

2. (1) 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
50	<p>ウェブ会議システム等を用いて、当事者、参加人及び代理人が物理的に審判廷に出頭することなく口頭審理における手続に関与することを可能にすることについて賛成するが、以下、運用面に関し、意見を述べる。</p> <p>報告書案において、一当事者が複数箇所からオンライン参加できるように柔軟な対応を求める意見について付記されているが、口頭審理には弁護士、弁理士、当事者といった別組織に所属する者が存在することが多いため、一当事者であっても複数箇所からウェブ会議等にオンライン参加することを要望するケースは非常に多いと考えられる。現在、裁判所の民事訴訟手続においてウェブ会議システムを用いた弁論準備手続、書面による準備手続の期日が開催され、期日間調整としても活用されているが、一方当事者側が複数箇所からウェブ会議等に参加できるか否かについて、裁判体によって運用が異なるといった例も報告されている。そのため、口頭審理において、一当事者が複数箇所からオンライン参加できることを原則とし、弊害がある場合をガイドライン等で示して、柔軟な対応をすることが望ましいと考える。</p>	<p>・ 報告書案で示された方向性を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・ 一当事者の複数箇所からのオンライン参加につきましては、いただいた御指摘も含め、今後ユーザーの皆様等から御意見を聴取して、具体的に検討を進めてまいります。</p>	【団体】
51	<p>本報告書では、p38の「まとめ」の欄に「特許法、実用新案法、意匠法及び商標法において、ウェブ会議システム等（ウェブ会議システムやテレビ会議システムといった映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる手段）を用いて、当事者、参加人及び代理人が物理的に審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続に関与することを可能にすることが適当である。また、ウェブ会議システム等を用いた口頭審理を開催するかどうかの判断については、当事者の希望や原本確認の必要性等の個別の事情を踏まえて柔軟に選択できるような運用とすることが適当であり、また、運用の内容についてはガイドライン等としてまとめてユーザーに周知していく必要がある。インターネットを通じた公開（傍聴）については、それを積極的に認める意見と導入に慎重な意見の双方からの意見が出されたことを踏まえ、引き続きユーザーの意見等を聴取して慎重に検討することが適当である。」と、とりまとめております。これらの点につき賛同致します。</p>	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	【企業】 【団体】
52	当事者等がウェブ会議システムを通じて口頭審理の手続きに関与できるようにするとの結論に賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	【企業】

2. (1) 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
53	<p>「特許法、実用新案法、意匠法及び商標法において、ウェブ会議システム等を用いて、当事者、参加人及び代理人が物理的に審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続に関与することを可能にすることが適当である」との結論に（P38「④まとめ」）に賛同する。</p> <p>一方で、ウェブ会議システムによる関与は、出頭する場合に比べ参加者の心理的負担が減るため、特に訴訟において不利になりそうな側が、当該心理的負担減少の効果を求めてウェブ会議システムによる関与を必要以上に利用する可能性が危惧される。そのため、ウェブ会議システムは、特例的な取り扱いとして、開催の判断を適切に行うことのできる制度が好ましいと考える。</p> <p>また、インターネットを通じた公開については、やはり「興味本位で録音等されて拡散されるおそれ」が強く危惧されるため（P36「(iii) インターネットを通じた公開（傍聴）について」）、引き続きユーザーの意見等を聴取して慎重に検討することが適当であるとの結論に異論はなく、特に弊害について十分に議論することを望む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案で示された方向性を支持する御意見であると理解いたします。 ・ ウェブ会議システムによる口頭審理の開催の判断及びインターネットを通じた公開につきましては、いただいた御指摘も含め、今後ユーザーの皆様等から御意見を聴取して、具体的に検討を進めてまいります。 	【団体】
54	<p>「特許法、実用新案法、意匠法及び商標法において、ウェブ会議システム等を用いて、当事者、参加人及び代理人が物理的に審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続に関与することを可能にすることが適当である。」、「ウェブ会議システム等を用いた口頭審理を開催するかどうかの判断については、当事者の希望等の個別の事情を踏まえて柔軟に選択できるような運用とすること」、「運用の内容についてはガイドライン等として周知していく必要がある」との提言に賛同する。「インターネットを通じた公開（傍聴）」については、さまざまな意見が存在していることから、「引き続き慎重に検討することが適当である。」との提言に賛成する。</p> <p>口頭審理のオンライン化の運用についてのガイドラインを作成するにあたっては、報告書（案）第36頁の「(ii)口頭審理の円滑な運用について」の欄に記載されている意見、また「(iii) インターネットを通じた公開（傍聴）について」の欄に記載されている意見、更には第37頁の「(エ) ウェブ会議システム等による口頭審理の開催を認める要件」の欄に記載されている意見等をも考慮いただき、関連団体の意見も聞いていただくことを希望する。</p> <p>特に、ウェブ会議システム等による口頭審理の開催にあたっては、一方の当事者のみにオンライン参加を強いるような運用は控えていただくことを強く希望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案で示された方向性を支持する御意見であると理解いたします。 ・ ウェブ会議システムによる口頭審理の具体的な運用につきましては、いただいた御指摘も含め、今後ユーザーの皆様等から御意見を聴取して、具体的に検討を進めてまいります。 	【団体】

2. (2) 災害等の発生時における割増手数料の取り扱い

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
55	<p>本報告書では、p40の「まとめ」の欄に「コロナ禍において顕在化した問題点、上記検討、各国の対応等を踏まえ、災害の発生等、特許権者の責めに帰することができない理由によって特許料を納付すべき期間を徒過した場合に、割増特許料の納付を免除することが適当である。また、実用新案法、意匠法、商標法に規定する割増登録料についても同様の趣旨から、併せて措置することが適当である」と、とりまとめております。これらの点について異存はございません。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】 【団体】</p>
56	<p>産業財産権について出願人の責めに帰することができない理由によって特許料を納付すべき期間を徒過した場合に、割増特許料の納付を免除するとの結論に賛成。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】</p>
57	<p>「災害の発生等、特許権者の責めに帰することができない理由によって特許料を納付すべき期間を徒過した場合に、割増特許料の納付を免除することが適当である」との結論及び「実用新案法、意匠法、商標法に規定する割増登録料についても同様の趣旨から、併せて措置することが適当である」との結論（P40「④まとめ」）に賛同する。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【団体】</p>
58	<p>「災害の発生等、特許権者の責めに帰することができない理由によって特許料を納付すべき期間を徒過した場合に、割増特許料の納付を免除することが適当である。」、「実用新案法、意匠法、商標法」についても「同様の措置とすることが適当である。」との提言に賛同する。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特許権者のみならず、代理人も感染症に罹患したり濃厚接触者として自宅待機となる状況が発生しており、割増手数料の納付免除については早急な対応を求めたい。また、「特許権者の責めに帰することができない理由」について、柔軟な対応をしていただくことを希望する。新型コロナウイルスは世界的に蔓延していることから、例えば、特許権者が外国企業等の場合には、日本国内の代理人（弁理士等）のみならず、当該日本国内の代理人（弁理士等）と連携をしている海外の現地代理人（当該外国企業の現地代理人）が新型コロナウイルス感染症に罹患等して期限内の連絡が間に合わない場合にも適用される等、柔軟な対応を強く希望する。</p>	<p>・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>・また、現在、特許庁では新型コロナウイルス対策として、手続期間徒過に対して柔軟な対応を行っているところ、今後の運用にあたっては御意見を参考に検討してまいります。</p>	<p>【団体】</p>

2. (2) 災害等の発生時における割増手数料の取り扱い

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
59	<p>災害の発生時における割増手数料の免除も、特許権者の負担を軽減するものとして評価できるが、「責めに帰することができない理由」を要件とするのでは、適用される場合が厳しく限定されるおそれがあり、より柔軟で緩和された要件が採用されるべきである</p>	<p>・本小委員会では、特許権者等から、期間の徒過の原因が災害、感染症等のやむを得ない事情であっても必ず割増手数料を支払う必要があるとする現行制度は、不合理であるとの声が多数寄せられたことを踏まえ、支払いの遅延の原因が災害の発生等、特許権者の責めに帰ることができない理由である場合に割増特許料を免除するという意見が一致しました。上記の制度検討の趣旨を踏まえ、「責めに帰することができない理由」を要件とすることが適当と考えられます。</p> <p>・今後、新制度が導入された場合にあつては、運用をしていく中で、問題等が生じた場合には必要に応じて検討してまいります。</p>	【団体】

2. (3) 権利の回復制度の見直し

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
60	<p>当会は、2011年の意見書において、特許制度において、国際的調和の要請から特許料等の追納による権利回復規定に関し、現行法の「その責めに帰することができない理由」という厳格な要件を緩和して、特許法条約（PLT）に準拠した主観的要件及び時期的要件とする方向の改正（を意匠法に及ぼすこと）に賛成した。平成23年特許法改正等により権利回復制度は、相当な注意を払ったことを意味する「正当な理由」という要件により適用が認められることになったが、実際に権利回復が認められることはまれで、特許庁の令和元年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における権利回復等の救済措置の基準及び運用実態に関する調査研究報告書」においても、国際水準に比して厳格過ぎる運用が問題として指摘されていた。</p> <p>特許庁は、既に新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続について、柔軟な運用を2020年4月からとるようになってきている。特許法条約は、締約国が「相当な注意を払ったこと」又は「故意でないこと」という要件のいずれかを選択できることとしているが、権利回復制度を国際水準に沿ったものにするためには、法改正により、「正当な理由」という要件に替えて、米国と同様に「故意でないこと」という要件を採用して、人為的なミスでも意図的でなければ救済の可能性を認めるべきである。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。御提案頂いた方向で見直しを進めております。</p>	<p>【団体】</p>
61	<p>本報告書では、p43～44に「特許法等における権利回復の判断基準については、認容率向上、申請者の手続負担軽減とともに回復申請の予見性向上のため、現行の相当な注意基準から、故意基準に転換することが適当である。また、新制度の濫用を防ぐとともに手続期間遵守のインセンティブとして十分な程度の回復手数料を企業規模にかかわらず一律に課すこととし、災害等、出願人等の責めに帰すべきでない理由があるときには免除することが適当である。さらに、小委員会で指摘された点を踏まえ、意図的な期間徒過後の回復申請に対する歯止めの手段や、新制度の運用についての十分な周知方法についても、併せて検討することが適当である。」と、とりまとめております。</p> <p>この点につき、特許法等における権利回復の判断基準を、現行の相当な注意基準から故意基準に転換する点は止むを得ないものと考えます。しかし一方で、特許制度小委員会にて指摘されているように、例えば、審査請求期間であれば審査請求期間はあくまで3年であり、初めから事実上4年間あるから4年間いっぱい検討して良いと受け止められることには問題があると考えます。期間の延長はあくまでも、うっかりミスを救済する例外規定であることに留意する必要があると考えます。人為的ミスではなく、例えば、同一の出願人が頻繁に審査請求を4年でするようなケースは故意と言ってよいように思われ、また、第三者の失効している権利に目をつけて、復活を条件に買い取ること等、その後に転売が行われたケースは故意に回復期間の延長を利用するケースと言ってよいように思われます。故意の基準が不明確であるため、参考事例を適宜更新すると共に、制度濫用防止の観点から、回復期間が有限であったとしても、故意を事後的にどう判断するのか、後日故意と判断された場合にはどう対応するのかは、併せて検討する必要があると考えます。</p> <p>この点、p44の注釈に記載されているように、意図的に期間徒過後に回復申請をしても、高額な回復手数料を支払うだけでメリットがない、という手段を講ずることは制度濫用の抑止として有効だと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね、報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・審査請求を故意に出願から4年目で行うような行為については本小委員会でも複数の委員から御指摘いただいたところであり、報告書に記載のとおり具体的な抑止策を検討しております。 ・その他御指摘いただいた点についても、新制度施行後の状況を注視し、必要な対策を講じたいと考えております。 	<p>【企業】 【団体】</p>
62	<p>産業財産権に係る権利の回復制度についての今回の結論に賛成。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】</p>

2. (3) 権利の回復制度の見直し

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
63	<p>権利回復の対象手続きや回復可能期間については現行制度が維持されることを前提に、「認容率向上、申請者の手続負担軽減とともに回復申請の予見性向上のため、現行の相当な注意基準から、故意基準に転換することが適当である」との結論（P43「④まとめ」）に賛同する。</p> <p>なお、権利回復案件の増加が想定されるところ、第三者権利の回復により事業活動に影響を及ぼすケースも考えられるため、権利回復された案件を容易に検索できる仕組みの導入を望む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 	【団体】
64	<p>「特許法等における権利回復の判断基準」は、「現行の相当な注意基準から、故意基準に転換することが適当」であり、かかる「制度の濫用を防ぐとともに手続期間遵守のインセンティブとして」ある程度の「回復手数料を企業規模にかかわらず一律に課すこととし、災害等、出願人等の責めに帰すべきでない理由があるときは免除することが適当である。」との提言に賛同する。</p> <p>また、意図的な期間徒過後の回復申請に対する歯止め的手段について、報告書（案）第44ページの脚注28に記載されている手段を講じることによって一定の濫用に対する抑止的効果があると考えられるので、当該手段を講じることについて賛同する。</p> <p>また、これらの対策手段に加えて、故意基準を明確化するため、幾つかの参考事例やガイドラインを出して示す等して、運用の充実化を図っていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・御指摘のとおり参考事例等を公表し運用の充実化を図っていきたいと考えます。 	【団体】

2. (4) 模倣品の越境取引に関する規制の必要性について

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
65	<p>別途公表されている産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について（案）」は、「海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権（及び意匠権）侵害行為と位置づける」方向での改正を提案しているが、報告書案では、特許権侵害品及び実用新案権侵害品については、「今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていく」とのことである。</p> <p>一般的には、知的財産法の各法において、統一性を欠く改正がなされるのは望ましくないが、税関における侵害の有無の判断の困難性は、特許権侵害品及び実用新案権侵害品と商標権侵害品及び意匠権侵害品とで相違があることも考慮すれば、商標法及び意匠法における改正提案と同旨の改正を、特許法及び実用新案法については行わず、検討を継続することにも理由があると考え。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【団体】</p>
66	<p>本報告書では、p49の「まとめ」の欄に「近年の模倣品の流入増加に対応するため、海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権及び意匠権侵害と位置づける」としても、特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である」と、とりまとめており、この点に異存はありません。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】 【団体】</p>
67	<p>弊社においても税関に連携し模倣品対策に積極的に取り組んでいるところ、模倣品の越境取引に関する制度改正の必要性は日々痛感しております。</p> <p>模倣品の国内流通を野放しにすることは、たとえ小口取引であったとしても産業財産権を保有する権利者が得べき利益喪失や権利者のブランドを棄損するだけでなく、権利者製品と誤認し購入した消費者が低品質模倣品に起因する発火等による身体的・財産的な損害を被りかねません。</p> <p>よって近年の越境取引の変化、模倣品の流入増加を踏まえ、模倣品の越境取引に関する規制を強化することについて賛同します。</p> <p>① 特許法及び実用新案法に関する検討の必要性</p> <p>本報告書案では「特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である。」とされていますが、商標権及び意匠権とともに、特許法及び実用新案法についてもあわせて法改正が検討されることを希望します。</p> <p>本報告書案では、「意図せず他者の特許権を侵害してしまうおそれ」や、「他者の特許権を侵害してしまう可能性があり、その場合であっても税関において被疑侵害品として差止められるおそれ」、及び「対個人向けの差止めを目的に申立てを行うケースが増えるおそれ」があること等が懸念として示され、特許法等を改正の対象から除外する理由として挙げられています。いずれの場合も侵害行為には変わりなく、また、輸入差止物品は件数ベースで商標権侵害物品が全体の96%以上を占めている状況ではあるものの、特許権侵害に基づく差止めも現に行われており、特許権や実用新案権を侵害する模倣品の国内への輸入を許容する理由にはならないと考えます。</p> <p>（次頁に続く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 ・本小委員会では、輸入差止の対象となる侵害行為が拡大することに伴う悪用等が懸念されることや、現状、特許権侵害等に基づく輸入差止件数が商標権又は意匠権のそれに比べて少ないこと等を踏まえ、特許法及び実用新案法の改正については引き続き議論を深めていくことが適当との結論に至ったものです。特許権侵害品等の輸入差止めの動向、ユーザーの皆様の御意見、意匠法・商標法で今回の規制が実施された場合の影響・効果も注視しながら、将来の課題としてまいりたいと考えております。 ・御指摘いただいた、税関の運用につきましては、実効性のある制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります。 ・また、商標法及び意匠法の改正の考え方につきましては、御指摘を踏まえ、関係省庁と連携の上、周知を図ってまいります。 	<p>【企業】</p>

2. (4) 模倣品の越境取引に関する規制の必要性について

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
67	<p>(前頁からの続き)</p> <p>同委員会の配布資料には、税関で差止められた特許権侵害品の例としてカメラ用バッテリー等が挙げられています。製品に権利者名称やロゴが付されておらず、かつ、デザイン模倣でもない場合には商標権や意匠権では対応が難しいため、特許権や実用新案権に基づく差止めは有効な手段です。実際、同委員会の委員より、輸入後商品にロゴをつける販売事業者に対して、特許権をもとに権利行使を行っていることが報告されており、模倣品の国内流入を防ぐためには複数の産業財産権を侵害態様に応じ多面的に適用する必要があることは自明です。</p> <p>更に、今回の改正における主な議論は、侵害要件の一つである「業として」の使用（実施）において、属地主義に配慮しつつ海外の事業者の行為を侵害行為として位置づけることができるかという“主体的要件”に関する議論であり、模倣品が技術的範囲に属するか否かや、その判断が容易か否かといった、“客体的要件”についてはなんら影響を与えるものではないことから、特許法及び実用新案法にも一律に適用させることが適切であると考えます。</p> <p>② 税関手続きについて</p> <p>「特許権は、外観で判断することが容易でない」ことについては、特許権が技術的な概念を保護するものであることから、その侵害判定についての困難性がある点については理解できるものの、税関で輸入差止がなされる模倣品は、原則として、権利者が事前（模倣品発見後における認定手続き開始前）に特定の製品について自社権利の侵害を根拠に差止申立申請を税関に行い、税関がその内容を審査・公表し、必要に応じて当事者による意見聴取がなされた侵害品が輸入差止の中心です。また、権利者から提出される輸入差止申立申請には「識別ポイントに係る資料」といった、模倣品が特許権侵害に該当することを識別するために必要な資料が提出されることから、税関手続き上、権利侵害判定にあたり法改正による税関側の不都合は少ないと考えます。</p> <p>一方、今回の改正によって侵害対象と認定できる水際行為が拡大されることから、税関職員による業務負担が増大することが考えられます。法改正によって、結果的に現行で認定対象となっている模倣品が見逃される（通関されてしまう）といった認定手続きへの悪影響が出ないように、運用面での配慮を希望します。</p> <p>また、今回の改正により、海外の事業者から模倣品を直接輸入した善意の個人輸入者に与える不利益が考えられますが、現行の税関による認定手続きでは模倣品が発見された場合、権利者及び輸入者に通知がなされるところ、本改正における認定手続きについては、模倣品発見時の通知が権利者及び海外の事業者のみになされるのか、個人輸入者にも合わせて通知されるのかが明確ではありません。輸入品が模倣品として差止められる場合、その認定手続きにおいては税関から個人輸入者にも認定手続き開始の事実やその結果を通知すべきだと考えます。また、善意の個人輸入者の不測の不利益を未然に防ぐためにも、法改正にあたっては関係官庁からの越境取引のリスク周知を十分に行うことも必要です。</p> <p>上記の点も踏まえ、より実効的・網羅的な輸入差止が実施されるよう、産業財産権法の改正とともに、水際取締ガイドラインや関税法を含む関係法令の改正検討が行われることを希望します。</p>	(前頁参照)	【企業】

2. (4) 模倣品の越境取引に関する規制の必要性について

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
68	<p>模倣品については、個人輸入であっても輸入は禁止するよう早急に法整備が必要と考えています。</p>	<p>・今回の商標法及び意匠法の改正案は、海外の事業者が、国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権又は意匠権の侵害行為と位置づけるものです。このような海外の事業者の行為により国内に持ち込まれる模倣品は、国内で貨物を受け取る者が個人（個人輸入者）であっても、商標権又は意匠権を侵害する物品として、税関における差止めの対象とすることを検討しております。</p> <p>・一方、特許法及び実用新案法については、輸入差止の対象となる侵害行為が拡大することに伴う悪用等が懸念されることや、現状、特許権侵害等に基づく輸入差止件数が商標権又は意匠権のそれに比べて少ないこと等を踏まえ、引き続き議論を深めていくことが適当との結論に至ったものです。特許権侵害品等の輸入差止めの動向、ユーザーの皆様のご意見、意匠法・商標法で今回の規制が実施された場合の影響・効果も注視しながら、将来の課題としてまいりたいと考えております。</p> <p>・なお、海外の個人から国内の個人への輸入についても差止めの対象とすることについては、商標法等の「業として」の要件を外すことに関係いたします。「業として」の要件は、産業財産権四法に共通する要件であり、その趣旨は、産業財産権四法に共通する目的が産業の発達への寄与にあるところ（商標法第1条、意匠法第1条、特許法第1条、実用新案法第1条）、産業の発達を直接阻害するとは言いえない個人的家庭的な使用についてまで産業財産権の効力を及ぼすことは、法の目的及び社会の実情から考えて過剰な規制であることによるものと考えられます。そのため、「業として」の要件を外す改正につきましても、産業財産権四法の制度趣旨や法体系への影響が小さくないことを踏まえ、今回の改正の運用を見守りつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>	【個人】

2. (4) 模倣品の越境取引に関する規制の必要性について

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
69	<p>海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権及び意匠権侵害行為と位置づけるとの結論に賛成。多様化する侵害態様に対する手当てとなる。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【企業】</p>
70	<p>「近年の模倣品の流入増加に対応するため、海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権及び意匠権侵害行為と位置づける」こと（P49「⑤まとめ」の前半部分）には賛同する。</p> <p>しかしながら、その一方で、「特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である」との結論（P49「⑤まとめ」の後半部分）には疑問がある。特許法及び実用新案法の改正について否定的な意見として、例えば、特許権では1つの製品・部品に多数の権利が用いられる場合が多くそれを網羅的に調査することが困難であるため、意図せず他者の特許権を侵害してしまうおそれがあることや、輸入差止件数及び点数が商標権及び意匠権に比べて少ないこと、等が挙げられているが（P48「④特許法・実用新案法に係る本小委員会での検討」）、現実に税関にて特許権で輸入差止になっている実績は存在しており、商標権及び意匠権と区別して特許権及び実用新案権では対処できないとすることは権利者にとって理不尽であると考え。模倣品の輸入に関係する当事者は、商標権及び意匠権だけでなく、特許権及び実用新案権についても権利不可侵義務を負うべきであり、特許法及び実用新案法の改正についても引き続き検討することを望む。</p> <p>また、本検討では、模倣品を対象としているが、模倣品と侵害品の境界は曖昧であり、模倣品を侵害品と区別する定義付けは困難であると考え。さらに模倣品ではない侵害品について野放しにすることも適切ではないことから、侵害品を対象として法改正を検討すべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 ・本小委員会では、輸入差止の対象となる侵害行為が拡大することに伴う悪用等が懸念されることや、現状、特許権侵害等に基づく輸入差止件数が商標権又は意匠権のそれに比べて少ないこと、差止めの対象とすべき侵害疑義品の定義を明確にする必要があること等を踏まえ、特許法及び実用新案法の改正については引き続き議論を深めていくことが適当との結論に至ったものです。特許権侵害品等の輸入差止めの動向、ユーザーの皆様のご意見、意匠法・商標法で今回の規制が実施された場合の影響・効果も注視しながら、将来の課題としてまいりたいと考えております。 	<p>【団体】</p>
71	<p>「海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権及び意匠権侵害行為と位置づける」ことに賛同する。「特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である。」との提言については、現時点での方向性として賛成する。</p> <p>模倣品の越境取引に関する規制についての商標法及び意匠法の改正については早期の改正を求める。</p> <p>特許法及び実用新案法については、報告書（案）第48頁の「④特許法・実用新案法に係る本小委員会での検討」の欄に記載されている課題も多くあることから、動向を注視していただき、必要に応じてあらためて議論をしていただくことを期待する。</p>	<p>報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	<p>【団体】</p>

全体

通し 番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
72	<p>当初はA I ・ I o Tの技術の時代に重要な多数のテーマについて検討されていましたが、本年度で改正できる項目には限りがあるためか、引き続き検討になっている事項が多いように思われました。数少ない改正が適当とされた事項については、早急に対応が必要と思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。 ・ 引き続き検討することとした事項については、調査研究を通じた実態調査等を通じ、検討を継続してまいります。 	【個人】